第５章　基本方針と基本施策

1 環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

基本方針Ⅰ－1 快適な生活環境の確保

快適な生活環境を確保するためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害の発生を抑制する必要があります。

大気汚染の対策としては、汚染物質の排出源である固定発生源（工場及び事業場等）と移動発生源（自動車排出ガス等）への対応が必要となります。

水質汚濁の対策としては、生活排水対策を推進するとともに、工場及び事業場における排水対策を推進し、また、水質の調査・監視の実施、用水の通年通水の継続、上・下流地域との連携が必要となります。

騒音・振動対策としては、工場及び事業場への対応に加え、建設作業、道路交通に起因するものへの対応が必要となります。

悪臭は、感覚公害と呼ばれており、人それぞれ感じ方が違うものです。主な発生源は、工場及び事業場、畜産関係施設等となっています。

このような公害の未然防止と汚染物質の削減対策に、更に力を入れて取り組み、安全で快適な生活環境の確保に努めます。

施策① 公害の防止

- **公害未然防止の取組**
  - 公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保することを目的として、市内の工場及び事業場との公害防止協定を締結します。
  - 各種公害防止法令に基づき、工場及び事業場に対する立入検査を継続して実施し、監視・指導を行います。

施策② 大気汚染対策

- **大気環境の調査・監視等の実施**
  - 大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質の監視測定を継続して行います。
- **固定発生源に対する大気汚染対策**
  - 「大気汚染防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定ばい煙発生施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「ダイオキシン類排出抑制条例」で、市が委嘱している「きれいな空気巡視員」による工業団地内の巡視を継続して実施し、生活環境を損なう不適切焼却の早期発見に努めます。

- 野外焼却防止のため、パトロールを継続して行います。

- **移動発生源に対する大気汚染対策**
  - 県の自動車使用管理計画制度の趣旨を活かし、自動車排出ガスの抑制を図る観点から、次世代自動車の導入等の取組について指導を行います。
  - ノーカーデーについて市民や事業者への普及啓発を図ります。

施策③　水質汚濁対策

- **水質の調査・監視の実施**
  - 河川・水路・地下水等の水質調査を継続して実施し、水質汚濁の状況を把握します。
- **生活排水対策の推進**
  - 「熊谷市生活排水処理基本計画」に基づき、効果的かつ効率的な汚水処理施設の整備を進めます。
  - 公共下水道の整備推進を図り、公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置整備を促進するとともに、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。
  - くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進し、設置者に費用の一部を補助します。
  - 浄化槽設置者に対し、保守点検、清掃、法定検査など適正な維持管理を指導するとともに維持管理費の一部を補助します。
- **用水の通年通水の継続**
  - 水辺景観の回復や悪臭防止のため、さらに良好な水質の確保のために、年間を通した用水路の通水を継続します。
- **工場及び事業場における排水対策の推進**
  - 工場及び事業場の適正な排水対策についての情報提供を継続して行います。
  - 市有施設の排水処理施設は適正に維持・管理をします。
  - 「水質汚濁防止法」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定排水施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「下水道法」及び「熊谷市下水道条例」に基づき、特定施設の設置等に関する規制、指導を継続して行います。
- **上・下流地域との連携**
  - 上・下流地域の関係行政機関等との連携を図ります。
  - 上流地域の河川環境の改善や森林整備の推進のため、市民や事業者のボランティア活動を支援します。

施策④　土壌汚染対策

- **土地の所有者等への土壌汚染対策の指導**
  - 「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等が行われた場合に、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。
  - 「土壌汚染対策法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、一定規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

施策⑤　騒音・振動対策

- **騒音・振動の監視・測定**
  - 騒音・振動の実態を把握するため、自動車騒音の測定を継続して行います。
- **工場及び事業場への騒音・振動の規制・指導**
  - 「騒音規制法」や「振動規制法」に基づき、特定施設の設置や、特定建設作業を実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、指定騒音・振動施設の設置や、指定騒音作業を実施する事業者等に関する規制、指導を継続して行います。
  - 「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、事業所等に対し、深夜の音響機器使用規制等、指導を継続して行います。
- **周辺環境に配慮した行動の啓発**
  - 騒音・振動は市民生活に伴うものもあることから、市民一人一人が周辺への影響に配慮した行動ができるよう啓発を行います。

施策⑥　悪臭対策

- **悪臭の測定・規制・指導**
  - 畜産施設や工場及び事業場に係る苦情が発生した場合は、臭気測定を行うとともに施設の改善や管理の適正化等の指導を行います。
- **周辺環境に配慮した行動の啓発**
  - 畜産施設等については、臭気の発生しやすい時期を捉えて、臭気低減のための巡回啓発を行います。

基本方針
Ⅰ－２

有害化学物質等の適正な管理

ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等は、大気や水、土壌といった私たちを取り巻く環境中に残留し、人体や生態系に重大な被害をもたらす可能性が指摘されています。工場及び事業場においては、使用及び排出に際して有害物質等の適正な管理を行うものとし、市は国及び県と連携し監視・指導を行います。また、環境汚染を未然に防止するために市民・事業者・市による情報の共有化を図ります。

施策①　ダイオキシン類対策

- **ダイオキシン類の監視・測定**
  - 工場及び事業場からの排出ガス、大気、河川及び地下水のダイオキシン類の環境濃度を把握するため、継続して監視・測定を行います。
  - 「きれいな空気巡視員」を始めとする市民の協力による監視活動を継続します。
- **工場及び事業場へのダイオキシン類の規制・指導**
  - 工場及び事業場がダイオキシン類の排出の抑制に努めることができるよう、事業者等との情報の共有を図ります。
  - 「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工場及び事業場からの排出ガス中のダイオキシン類濃度の監視・測定を行うとともに規制・指導を行っていきます。
- **廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出抑制**
  - 一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規の設置に関して「熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に関わる紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、地域住民、事業者、市の三者間で調整を図り、排出抑制のための取組を継続して推進していきます。
  - 家庭用小規模焼却炉の無料回収を行い、焼却施設数の減少を推進することで、ダイオキシン類の排出総量を削減します。

施策②　アスベスト対策

- **事業者へのアスベスト対策の指導・啓発**
  - アスベストを含有する建築物の除去工事を実施する事業者に対して、大気中への飛散防止対策の徹底や適正な処理の指導を行います。
- **市民へのアスベストに関する情報の提供**
  - 大気中のアスベスト濃度やアスベストに関する情報等について、市報やホームページで周知します。

施策③　有害化学物質等の排出の抑制

- **有害化学物質等の調査の実施**
  - 有害化学物質等による汚染が危惧される場合には、調査・測定を実施します。
- **化学物質の適正使用の指導**
  - 低化学肥料、低農薬による農産物の栽培を推進することにより、環境保全型農業を推進します。
  - 市民への合成洗剤、殺虫剤、除草剤等の適正使用を呼びかけます。
  - 化学物質の適正管理のため、市民や事業者に対する情報提供を行います。

施策④　放射性物質対策

- **市有施設での空間放射線量の測定**
  - 保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表します。
- **市民からの要望による空間放射線量の測定**
  - 市が管理する施設等について、自治会などの市内の公益を目的とする団体からの測定の要望があった場合には、職員が測定を行います。
  - 市民が測定した場所が市の定める除染基準値*1 を超えている場合には、職員が再測定を行います。
- **除染の実施**
  - 市有施設において、除染基準を超える放射線量が確認された場合には、速やかに除染を行う等、適切な対応を行います。

*1 地表から 1 メートルの高さの空間放射線量が 0.23μSv/h 以上。ただし、子供たちの活動の場である保育園、幼稚園、小・中学校、公園については、地表付近の空間放射線量が 0.23μSv/h 以上。

基本方針
Ⅰ－３

循環型社会の構築

本市では、分別の徹底と再資源化により、ごみの減量を進めており、一人当たりのごみの排出量は、近年減少の傾向を示しています。今後は市民や事業者が一体となって、3Rを細分化した 5R(不要な物の受取拒否＝リフューズ、廃棄物の発生抑制=リデュース、再使用=リユース、修理しての使用＝リペア、再生利用=リサイクル)への意識啓発や取組を拡充し、資源循環型社会の形成を目指します。

施策①　廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

- **5R 運動の推進**
  - 5R の推進により、家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減を図ります。
  - 資源物の分別の徹底を図りリサイクルとごみの適正処理を推進します。
  - リターナル瓶や詰め替え容器などリユース商品の利用、フリーマーケットやリユースショップ等の店舗の利用を推奨し、ごみにする前に再使用や修理しての使用を推進し、物を大切にする心を育てます。
  - 市民のリサイクル活動を支援し、資源回収の更なる促進を図ります。
  - ごみ減量及びリサイクルに積極的に取り組む小売店を熊谷市認定エコショップとしてお知らせし、利用していただくことで、ごみ減量とリサイクルの推進を図ります。
  - 事業者に対しレジ袋の削減を呼びかけ、また、市民に対しマイバッグやマイボトルの普及推進を図ります。
  - 食品残渣やし尿汚泥、畜産系廃棄物等を原料とした有機堆肥の生産に取り組みます。
- **ごみの排出抑制への支援**
  - コンポストや生ごみ処理機、ダンボールコンポストによる自家処理や堆肥化等による再利用の普及・啓発及び購入補助を継続して実施します。
  - 剪定枝等の木質ごみの減量のための支援策を推進します。
- **ごみの資源化の推進**
  - 大里広域市町村圏組合において、分別回収されたカン、ビン、ペットボトルのほか、不燃ごみの中から鉄、アルミニウム等のリサイクル可能な有価物を回収し、資源化を継続して推進します。
  - 小型家電リサイクルの取組を推進します。
  - 可燃ごみ焼却施設から発生する焼却灰のセメント資源化を継続して推進します。
  - 廃食用油の回収・再利用を推進します。
- **計画的な廃棄物処理の推進**
  - 循環型社会の実現のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（10 年間の予想計画)」並びに「一般廃棄物処理実施計画（単年度計画)」に基づき、排出量、収集方法、施設の整備等を定め、ごみ処理施策を計画的に推進します。

施策② 不法投棄対策の推進

- **産業廃棄物対策**
  - 不法投棄されている産業廃棄物の山の解消に向けて、国・県に強く要請していくとともに、さいたま環境整備事業推進積立金（通称・けやき基金）の活用等を検討していきます。
  - 新たな産業廃棄物の山を作らせないために「環境美化推進員」等からの通報体制の整備や関係行政機関と連携した不法投棄監視パトロールの実施を行います。
  - 事業活動に伴い発生する廃棄物に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の分別や適正処理の方法等の指導を事業者に対し行います。
  - 不法投棄の早期発見等を図るため、環境美化推進員以外にも警察、消防、郵便局、新聞店等との協力体制を構築できるよう検討します。
- **ごみの散乱防止策の啓発**
  - 空き缶、タバコ等のポイ捨てをなくすための啓発を図り、地域環境の美化に努めます。
  - 家電製品等の不法投棄をなくすための周知を図ります。
  - 「熊谷市土砂等のたい積に関する条例」に基づき、無秩序な土砂の堆積を規制するとともに、不法投棄の防止と生活環境の保全を推進します。
  - 空地の適正管理を指導し、雑草の繁茂を防止することにより廃棄物等の放置を未然に防止します。

環境指標

本計画を効果的に推進するに当たり、以下の数値を環境指標として設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。
　なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標		単位	現状値（平成 28 年度）	中間目標値（平成 34 年度）	目指す方向（平成 39 年度）
101	公害防止協定の締結数		件	147	170	190
102	公害苦情の年度内解決率		%	84.6	90	95
103	星がよく見えるようになったと思う市民の割合		%	66.5	70	75
104-1	大気中の二酸化硫黄濃度（日平均値の 2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.001	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 0.04 以下	
104-2	大気中の二酸化窒素濃度（日平均値の年間 98%値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.022	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 0.04 から 0.06、またはそれ以下	
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.025		
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.034		
104-3	大気中の一酸化炭素濃度（日平均値の 2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.5	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 10 以下	
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.8		
104-4	大気中の浮遊粒子状物質濃度（日平均値の 2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	mg/m^3	0.042	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 0.1 以下	
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.045		
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.049		
104-5	大気中の微小粒子状物質濃度（年平均値）	熊谷一般環境大気測定局	μg/m^3	11.4	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 15 以下	
		肥塚自動車排出ガス測定局	μg/m^3	12.6		
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局	μg/m^3	－*1		
104-6	大気中の微小粒子状物質濃度（日平均値の年間 98%値）	熊谷一般環境大気測定局	μg/m^3	28.7	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 35 以下	
		肥塚自動車排出ガス測定局	μg/m^3	30.3		
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局	μg/m^3	－*1		
104-7	光化学オキシダント濃度環境基準達成状況（昼間 1 時間値の最高値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.132	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 0.06 以下	
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.111		

*1 有効測定日数が 250 日に満たないため、評価の対象としない。

NO.	環境指標		単位	現状値 （平成 28 年度）	中間目標値 （平成 34 年度）	目指す方向 （平成 39 年度）
105	全市の汚水処理率		%	75.1	90	100
106	下水道の整備面積		ha	1,787	1,867	1,916
107-1	合併処理浄化槽の整備率		%	50.5	56	60
107-2	合併処理浄化槽の法定検査実施率		%	51.3	60	67
108-1	ｐＨ（水素イオン濃度）	利根川（刀水橋）		7.6 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 6.5～8.5	
		荒川（久下橋）		7.8 （年平均）		
		和田吉野川（吉見橋）		7.4 （年平均）		
		福川（昭和橋）		7.2 （年平均）		
108-2	DO（溶存酸素量）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	10 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 7.5 以上	
		荒川（久下橋）		9.7 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 5 以上	
		和田吉野川（吉見橋）		8.5 （年平均）		
		福川（昭和橋）		6.0 （年平均）		
108-3	BOD（生物化学的酸素要求量）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	0.9 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 2 以下	
		荒川（久下橋）		0.8 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 3 以下	
		和田吉野川（吉見橋）		1.7 （年平均）		
		福川（昭和橋）		2.7 （年平均）		
108-4	SS（浮遊物質量）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	7 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 25 以下	
		荒川（久下橋）		12 （年平均）		
		和田吉野川（吉見橋）		23 （年平均）		
		福川（昭和橋）		8 （年平均）		
108-5	大腸菌群数	利根川（刀水橋）	MPN/100mℓ	9,300 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 1,000 以下	
		荒川（久下橋）		63,000 （年平均）		
		和田吉野川（吉見橋）		80,000 （年平均）	環境基準を満たすこと （参考） 環境基準 5,000 以下	
		福川（昭和橋）		1,300,000 （年平均）		

NO.	環境指標		単位	現状値（平成 28 年度）	中間目標値（平成 34 年度）	目指す方向（平成 39 年度）
109	地下水質環境基準値達成度[1]		%	93.3（15 地点中 14 地点達成）	100（全地点達成）	
110-1	自動車騒音環境基準達成状況	昼間	%	91.7（12 地点中 11 地点達成）	100（全地点達成）	
		夜間		66.7（12 地点中 8 地点達成）		
110-2	自動車騒音要請限度達成状況	昼間	%	100（12 地点中 12 地点達成）		
		夜間		100（12 地点中 12 地点達成）		
110-3	自動車騒音常時監視環境基準達成状況		%	94.5	100	
111	新幹線騒音環境基準達成状況（25m 地点）		%	100（2 地点中 2 地点達成）	100（全地点達成）	
	新幹線騒音環境基準達成状況（50m 地点）			100（2 地点中 2 地点達成）		
	新幹線騒音環境基準達成状況（100m 地点）			100（2 地点中 2 地点達成）		
112	新幹線振動指針達成状況（25m 地点）		%	100（2 地点中 2 地点達成）	100（全地点達成）	
113	熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおける排出ガス中のダイオキシン類濃度（年平均値）	熊谷衛生センター第一工場 1 号炉	ng-TEQ/m^{3}N	0.00177	環境基準を満たすこと（参考）大気排出基準 1.0 以下	
		熊谷衛生センター第一工場 2 号炉		0.00044		
		熊谷衛生センター第二工場 1 号炉		0.00709	環境基準を満たすこと（参考）大気排出基準 5.0 以下	
		熊谷衛生センター第二工場 2 号炉		0.00671		
		江南清掃センター 1 号炉		0.00141	環境基準を満たすこと（参考）大気排出基準 1.0 以下	
		江南清掃センター 2 号炉		0.0002		
114-1	大気中のダイオキシン類濃度環境基準達成状況（年平均値）	三ケ尻	pg-TEQ/m^3	0.058	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 0.6 以下	
114-2	河川水のダイオキシン類濃度環境基準達成状況（年平均値）	三尻都市下水路	pg-TEQ/ℓ	0.024	環境基準を満たすこと（参考）環境基準 1.0 以下	

*[1]実施主体は埼玉県であり、おおむね 2km メッシュに区分した調査区域から毎年度調査区画を選定し、1 調査区画につき 1 地点の地下水の水質を調査し、おおむね 8 年間ですべての調査区画を一巡するローリング方式で測定をしている。地点数は平成 26 年度～28 年度の累計。

NO.	環境指標	単位	現状値 （平成 28 年度）	中間目標値 （平成 34 年度）	目指す方向 （平成 39 年度）
115-1	有害大気ベンゼン（年平均値） 熊谷市役所	μg/m^3	0.68	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 3 以下	
115-2	有害大気トリクロロエチレン（年平均値） 熊谷市役所	μg/m^3	0.45	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 200 以下	
115-3	有害大気テトラクロロエチレン（年平均値） 熊谷市役所	μg/m^3	0.051	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 200 以下	
115-4	有害大気ジクロロメタン（年平均値） 熊谷市役所	μg/m^3	1.6	環境基準を満たすこと （参考）環境基準 150 以下	
116	地下水中の有害物質の環境基準達成状況 *1	%	100	100	
117	市民一人一日当たりのごみ排出量	g	1,114	1,050	1,000
118	ごみの資源化率	%	22.2	24	25
119	市民一人当たりの資源回収率	%	23.4	24	25
120	マイバッグを利用している市民の割合	%	59.2	63	65
121	リサイクルフェアの来場者数	人	1,750	1,800	2,500
122	コンポスター・生ごみ処理容器等購入補助件数	件 （累計）	3,735	4,300	4,800

*1 実施主体は熊谷市であり、過去に有害物質が確認された別府地区及び周辺地域と江南地域について、地下水の汚染状況を継続的に監視するため、市内 13 地点を定点で測定している。

２　環境目標Ⅱ「環境資源を大切にするまちを創ります」

基本方針Ⅱ－１　豊かな自然環境の保全・創造

本市は、荒川や利根川、その他多くの河川、水路、池沼、地下水、湧水など豊富な水資源に恵まれているほか、南部地域に広がる平地林や斜面林など変化に富んだ環境を有しています。

このような豊かな自然環境は、私たちの生活に潤いを与え、動植物の生息環境にとって大切なものです。本市には、ムサシトミヨに代表される希少な動植物が多くみられますが、都市化の進行によりこれらの貴重な生育環境が失われつつあります。

市は、現在の良質な水環境と里山及び樹林地の保全に取り組んでいくとともに、生物多様性の保全の重要性を認識し、自然環境の保全創造に努めます。

施策①　水循環の確保

- **環境に配慮した河川の改修**
  - 三面コンクリート護岸を見直し、多自然型護岸の整備を推進することにより、多様な野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。
- **雨水の地下浸透の推進**
  - 雨水浸透桝の設置協力を推進します。
  - 開発許可に当たっては、雨水流出抑制型施設の設置を指導します。
  - 歩道や公共施設の駐車場などで、透水性舗装工事の導入を推進します。
  - 保水・遊水機能をもつ農地の保全を推進します。
- **湧水の復活のための調査研究**
  - 湧水復活のための調査研究を推進します。

施策②　里山・樹林地の保全

- **里山の保全**
  - 里山の重要性を啓発していきます。
  - 所有者と地域住民及びボランティア等が実施する里山の保全に協力していきます。
  - 環境学習、生涯学習の場として里山を活用し、自然と親しむ場の創出に努めます。
  - 動植物や昆虫等多様な生物が生息する里山の自然環境の保全と復元を推進します。
  - 里山の資源の有効活用に取り組みます。
  - 里山への不法投棄防止に努めます。
- **樹林地の保全・拡大**
  - 雑木林、社寺林、屋敷林などの小規模樹林地の保全と拡大により、生物の生息環境を確保に努めます。
  - 荒川・利根川を中心とした生き物の生息環境の水辺や樹林、これらの間に点在す

る屋敷林などの小規模な樹林の保全に努めます。
- 平地林、斜面林、屋敷林など、市街地周辺に分散している生き物の生息環境の中で、とくにまとまった樹林地を形成し、多様な生物が生息している荒川南部を中心とする地域の自然環境の保全に努めます。

施策③　動植物の保護及び生育環境の保全

- **動植物の保護活動の推進**
  - 希少野生動植物の生息・生育環境を保全します。
  - 希少な野生生物を始めとする動植物の保護団体の活動を支援します。
  - 希少な野生生物を始めとする動植物の保護の啓発を推進します。
  - 市域全体における動植物生息・生育状況の把握に努めます。
- **ムサシトミヨの保護**
  - 生息地周辺の小中学校等に増殖池を整備し、環境教育・学習を目的とした児童・生徒による保護増殖活動の支援を継続して行います。
  - 個体数減少の原因究明と今後の保護のため、生息地の環境に関する調査を実施します。
  - 希少野生生物の種としての保護のために、県と連携した事業を推進します。
  - 熊谷市ムサシトミヨ保護センターを拠点とし、「熊谷市ムサシトミヨをまもる会」を始めとする環境保護団体及び一般市民などによる指定区域内の清掃、草刈りを支援し、あわせて保護意識の普及啓発を行います。
  - 元荒川の水質検査を定期的に行い、水質の監視に努めます。
- **ホタルの保護**
  - ホタルの保護活動を推進するとともに、ホタルの保護や観賞マナーなどの啓発を推進します。
  - 「熊谷市ホタルの保護に関する条例」により、ホタルの保護の強化を継続します。
  - ホタルの生息に支障がないよう、保護重点区域に新たに流入することとなる生活排水等の状況を把握していきます。
  - 「熊谷市ほたるを保護する会」によるホタルの発生数調査を行うとともに、ホタルやカワニナ捕獲防止パトロールを実施し、生息地の拡大に努めます。
  - 無秩序なホタルの放流を禁止し、遺伝子の撹乱の防止に努めます。
  - 講演会、シンポジウムの開催などホタルの保護に関する啓発活動を推進します。
- **特定外来生物等の対策**
  - 特定外来生物等の生息区域及び被害状況等の情報収集に努めます。
  - 特定外来生物等の対策の情報等の公表や、発見した際の行政機関への通報の啓発を行います。
  - オオクチバス等の放流禁止の啓発と徹底を、看板の設置等により図ります。
  - 特定外来生物の駆除や対策について周知を行います。
  - 県のアライグマ防除実施計画に基づく防除と情報の収集を行います。
  - 飼っている外来生物を野外に放さない等の啓発を行います。

施策④　自然環境のネットワークづくり

- **自然環境のネットワーク化の推進**
  - 地域のオープンスペースとして、豊かな環境を結ぶ緑地や水辺空間の創出と、環境に配慮した水路・河川・道路づくりを通して、自然を身近に感じる環境づくり（空間活用）を推進します。

江袋溜井

基本方針
Ⅱ－２

歴史・文化的環境の保全

本市には、平山家住宅などの建造物や多様な自然と一体となった歓喜院聖天堂・貴惣門や宮塚古墳等、数多くの歴史・文化遺産が文化資源として継承されています。

多様な自然を有する歴史・文化遺産は景観環境学習資源であるとともに、歴史的建造物とあわせて先人のかつての生活文化様式を学ぶことのできる貴重な財産です。私たちはこうしたものから郷土への誇りと愛情を持ち、伝統文化を大事にする心を醸成し、多種多様な歴史・文化遺産を将来へと引き継いでいかなければなりません。

施策① 文化財の保護及び市史の編さん

- **文化財の保護**
  - 貴重な文化遺産である文化財を後世に継承するため、保存、公開、活用します。
  - 市内の文化財等文化遺産の歴史的価値の大切さを啓発し、情報発信します。
- **熊谷市史の編さん**
  - 市の広範な歴史を体系的にまとめ、情報を提供することにより、本市の歴史を将来の世代に伝えます。

施策② 伝統文化の保護・伝承

- **伝統文化と親しむ機会の創出**
  - 伝統文化の鑑賞や発表の場をつくります。
  - 伝統文化への理解を深めるために触れたり、学習する機会の創出に努めます。
  - 伝統文化を受け継ぐ後継者育成活動を支援します。

環境指標

本計画を効果的に推進するに当たり、以下の数値を環境指標として設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。
　なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標	単位	現状値（平成 28 年度）	中間目標値（平成 34 年度）	目指す方向（平成 39 年度）
201	多面的機能支援事業の活動対象面積	ha	3,051.27	3,095	3,127
202	ムサシトミヨの生息数	匹	2,345（平成 27 年度[*1]）	8,000	16,000
203	ホタルの保護重点区域内のホタル確認数	匹	608	650	700
204	自然環境保全活動に参加した市民の割合	%	14.6	20	30
205	文化財施設の利用見学者数	人	54,224	70,000	90,000

【参考指標】

NO.	環境指標		単位	現状値（平成 28 年度）
参考 201	地下水揚水量	工業用	m^3/日	20,632
		建築物用		2,008
		その他		522
		農業用		3,880
		水産養殖業用		4,872
		水道事業用		47,568
		非常災害等公益上の用		5,462
参考 202	指定文化財の件数	国指定	件	7
		県指定		43
		市指定		253
		国登録有形文化財		12

[*1]本調査は 5 年に 1 度程度の実施であり、前回は平成 27 年度。

3　環境目標Ⅲ「環境と調和した低炭素型のまちを創ります」

基本方針Ⅲ－1　地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、現在の地球環境を悪化させる日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの削減は、急務とされています。

本市においても温室効果ガスの削減に向けた様々な取組が行われていますが、更なる努力が必要です。

全国的にも暑いまちの一つである本市は、率先して温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

施策①　省エネルギー活動の促進

- **省エネルギー活動の推進**
  - 「事務事業地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に率先して取り組みます。
  - 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市民・事業者が環境に配慮した行動を実践するための施策を促進します。
  - 省エネ住宅・省エネ機器を普及させるための啓発を図ります。
- **市民への省エネルギー活動の普及**
  - 地球温暖化防止活動推進センターが実施する省エネ・節電窓口相談などの活動を支援します。
  - 「一日エコライフ DAY」への取組の普及・拡大に努めます。
  - アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコン使用の抑制、道路交通情報の活用による計画的な走行など、環境に配慮した運転（エコ・ドライブ）の実践を啓発します。

施策②　再生可能エネルギー等の導入推進

- **再生可能エネルギーの導入推進**
  - 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、本市の地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入を推進します。
  - 市民に対して住宅用太陽光発電システムや家庭用蓄電池等の設置費用を助成するとともに、市有施設への太陽光発電システム等の設置を推進することにより、再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。
  - 農畜産系バイオマス等新たな再生可能エネルギーについての研究を推進します。
  - その他再生可能エネルギーの導入について、国及び県の補助・支援制度を市民・事業者が積極的に活用することができるよう情報の提供に努めます。
- **次世代自動車の導入推進**
  - 次世代自動車（電気自動車・天然ガス車・燃料電池自動車等）の導入を推進し、急速充電設備等の設置費用を助成するとともに、水素ステーションの設置を推進します。

太陽光発電システム（メガソーラー発電事業）

一般廃棄物最終処分場（善ケ島）

準用河川新奈良川第２調節池

急速充電器設備

道の駅めぬま

基本方針
Ⅲ－２

ヒートアイランド対策の推進

本市では、地球温暖化問題に加え、ヒートアイランド現象により、夏の気温が非常に高くなります。このため、平成 19 年 10 月 1 日に、当時、日本一暑いまちとして「ヒートアイランド対策推進都市」を宣言しました。この暑さを解消し、快適に過ごせるまちを目指して様々な取組を行っていきます。

施策① 人工排熱の低減

- **建物等からの排熱を減らすための対策**
  - 市有施設の省エネルギー化を図ります。
  - 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、人工排熱を低減させる施策を促進します。
  - 高効率給湯器等省エネルギー型設備の普及促進を図ります。
  - 工場・事業場等からの排熱等、未利用エネルギーの利用促進を図ります。
- **自動車の熱を減らすための対策**
  - 幹線道路を計画的に整備するとともに、パークアンドライドを推進します。
  - 鉄道やバス事業者に対し、利便性・安全性の向上を働きかけるとともに、「熊谷市ゆうゆうバス」についても利用しやすい運行体制の見直しを図ることにより、公共交通機関の利用を促進し、自家用車の利用を低減します。
  - アイドリング・ストップや加減速の少ない運転、エアコン使用の抑制、道路交通情報の活用による計画的な走行など、環境に配慮した運転（エコ・ドライブ）の実践を啓発します。

施策② 建築物・地表面等の高温化抑制

- **建物等の高温化抑制**
  - 民間住宅における遮熱塗装工事等の普及促進を図ります。
  - 市有施設における遮熱塗装工事等を推進します。
  - 市道や駐車場等における遮熱舗装や透水性舗装等の使用促進を図るとともに、保水性舗装等を検討します。
  - 河川水路の開渠化を推進します。
  - 屋上緑化・壁面緑化を推進します。

施策③　「ヒートアイランド対策推進都市」としての啓発

- **クールダウンへの啓発**
  - 「くまがやエコライフフェア」等を通じ、市民・事業者に対して省エネルギー意識の更なる向上を啓発します。
  - 環境教育講座、環境施設見学会や生涯学習講座において、ヒートアイランド現象に対する学習を促進します。
  - 市、環境団体、NPO 等との連携により、省エネライフ等ヒートアイランド対策の普及啓発を推進します。
  - 家庭や地域での節電や熱中症予防のほか、地域コミュニティの育成や地域活性化にもつながる「クールシェア」運動を促進します。
  - 直接空気を冷やすための冷却ミスト装置を設置します。
  - マイうちわ、打ち水、葦簀（よしず）、簾（すだれ）等の利用によるエコライフへの回帰を啓発します。

打ち水大作戦

マイうちわ

- **熱中症の予防に関する情報発信**
  - 熱中症の危険度を測定する市役所設置の熱中症指標計と市内30か所の観測データを基にきめ細かな熱中症予防情報を提供し、市民の安全と健康を守ります。
  - 熱中症予防情報を市のホームページ、携帯電話へのメール等により発信するとともに、防災行政無線、車両による巡回時及び塵芥(じんかい)収集車による放送で、熱中症に対する注意喚起・啓発を図ります。
  - 熱中症予防のリーフレットや熱中症予防グッズの配布を通じて高齢者などへの注意喚起・啓発を図ります。

熱中症予防情報の提供

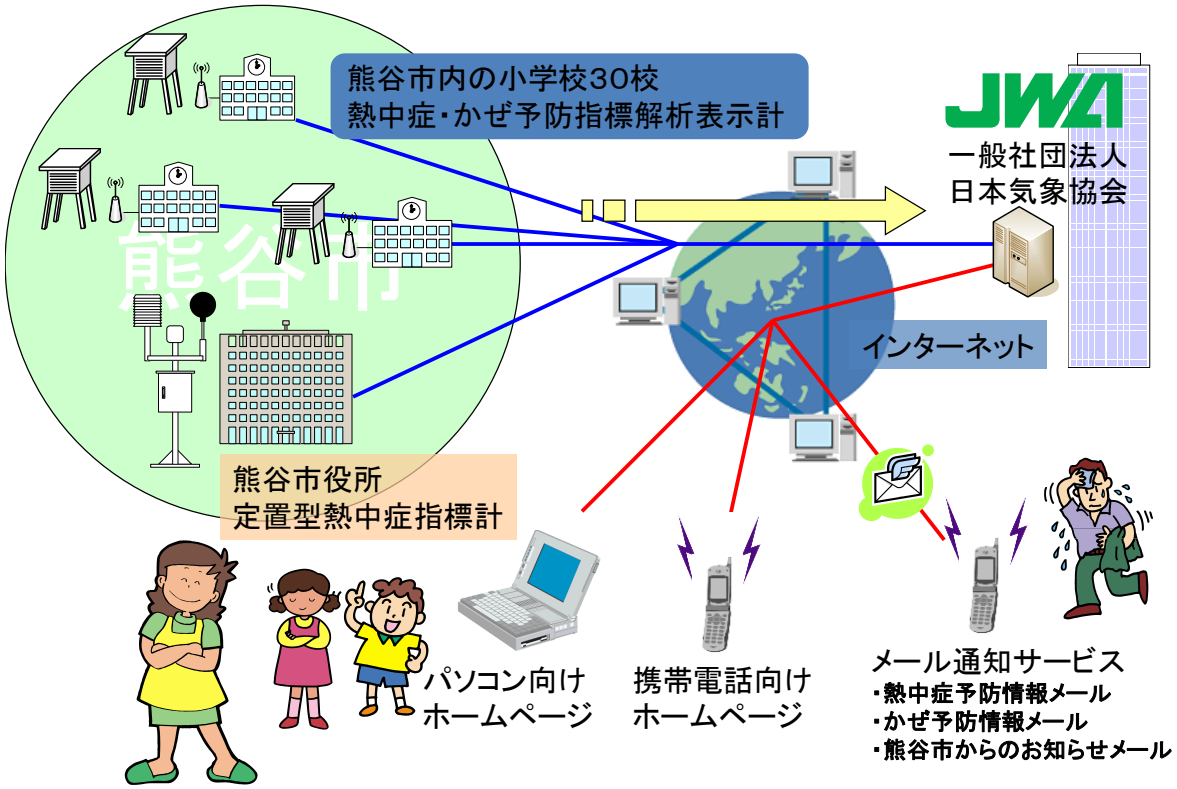

- **暑さ対策事業の推進**
  - 暑さから市民を守るとともに、暑さを活用した地域の活性化と情報発信を図ることを目的として、「暑さ対策プロジェクトチーム」を設置し、暑さに対する新たな対策と活用策の調査・研究及び企画・立案を行います。

暑さ対策事業

熱中症予防グッズ配布事業（平成 23 年度～）

熱中症にかかりやすい小学生や高齢者に対しクールスカーフを配布する。
また、熊谷市オリジナルグッズとして一部販売する。

涼しさ体感アート事業（平成 23 年度～）

7 月から 9 月までの間、熊谷駅正面口・南口階段並びに籠原駅の階段を「涼」を感じるデザインシールで装飾する。

まちなかオアシス事業（平成 23 年度～）

6 月から 9 月までの間、暑さにより気分が悪くなった方のために、市内公共施設で、一時的な休息所を開設する。また熱中症に備えた対策キットを設置する。

デジタルサイネージ設置事業（平成 25 年度）

熊谷駅構内において、夏の熱中症予防情報やイベント等の市政情報を発信する。また、災害時には、帰宅困難者への情報発信を強化する。

保育所ひんやりペタペタ事業（平成 25 年度）

保育所のコンクリートテラス部分に熱交換塗料を塗布し、夏季においても快適な保育環境を確保する。

藤のパラソル事業（平成 26 年度～）

熊谷駅前通りの歩道 3 か所に藤棚と藤の苗木を設置。藤がつくり出す夏季の緑陰と、藤花による初夏の美観により、熊谷の夏を涼しくする。

ちびっこ元気事業（平成 27 年度～）

年度内に 3 歳になる子供を対象に、熊谷市オリジナルの冷却機能を備えた垂れ付き帽子を郵送配布する。

えんむすび日傘事業（平成 27 年度～）

妻沼聖天山周辺の商店街等 20 箇所に、自由に使える日傘(和傘)計 300 本を置き、観光客のまちなかの移動を快適にするとともに、「おもてなしの熊谷」を PR する。

小学校委員会活動支援事業（平成 28 年度～）

児童が主体的に暑さ対策の充実や熱中症予防の知識を学ぶため、市内小学校における児童委員会活動に対し支援する。

めざせ！暑さ対策研究日本一支援事業（平成 29 年度～）

立正大学地球環境学部と連携して、暑さに関するデータを分析・研究し、結果を市民への熱中症啓発や、今後の暑さ対策事業に役立てる。暑熱環境モニタリングを強化し、ヒートアイランド現象のメカニズム解明に向けた研究を進める。

遊んで学ぼう！熱中症予防啓発事業（平成 29 年度～）

遊びながら熱中症について学べるボードゲーム（すごろく）を作成し、小学校を通じて児童（4 年生）に貸し出し、一般向けにも貸出を行う。

暑さと乾杯！甘くま事業（平成 29 年度～）

熊谷産の米から作った糀を使った栄養満点の糀甘酒「熊之糀」を市内店舗で販売する。

熊谷さくら運動公園日陰創出事業（平成 29 年度～）

市内で熱中症搬送者数が多かった熊谷さくら運動公園に、風通しが良く、熱がこもらない緑陰をイメージした日除けを設置する。

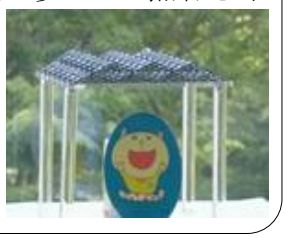

地域へ発信！中学生サポーター事業（平成 29 年度～）

中学生活 3 年間で全生徒を「暑さ対策サポーター」に養成する。1 年生は暑さ対策セミナーの受講、2 年生はＡＥＤ講習、3 年生は防災無線での放送や、体育祭・防災訓練などの地域行事等で情報発信する。

基本方針 Ⅲ－３　環境に配慮した産業の推進

環境負荷の少ない経済活動へと転換していくため、地域環境資源を有効に活用し、環境に配慮した事業者の育成に取り組むとともに、各関連団体との協働において、環境に配慮した安全な製品やサービスを提供することを推進します。

また、大学や研究所及び事業所などとの連携による、環境に関する共同研究等を促進していきます。

施策①　地域資源を活用した取組の支援

- **環境に配慮した事業者への支援**
  - 地域環境資源を活用し、環境に配慮した新製品の開発に意欲的に取り組む事業者を支援します。
  - 公害防止協定の締結を条件に、市内に立地する事業者に対して、奨励金を交付します。
  - 再生可能エネルギーの開発・利用促進を図る事業者を支援します。
  - 環境に配慮した先進的営農活動を支援し、特別栽培農産物認定事業（低化学肥料、低農薬による農産物の栽培）により、環境保全型農業を支援します。
- **地産・地消の推進**
  - 生産地から消費地への輸送に伴うエネルギー消費量削減の観点から、消費者と生産者の交流会や産業祭などのイベントを通し、地域の農産物を地域内で消費する地産・地消を推進します。
- **地域環境資源を活用したまちづくり**
  - 歴史や文化資源等を活用した街なみを整備し、地域環境資源に親しめるまちづくりを推進します。
  - 熊谷市の伝統行事である「熊谷うちわ祭」や「熊谷花火大会」などの充実に努めるとともに、歴史的建造物の保護や周辺整備を行い、ネットワーク化を図るなど、文化資源に親しめるまちづくりを推進します。

施策②　産学官の連携推進

- **環境に関する共同研究の推進**
  - 「熊谷市産学官連携に関する基本協定書」に基づき、市内企業や立正大学と、環境に関する共同研究を推進します。
  - 産学官協働による地形等地域特性を踏まえたヒートアイランド現象･対策に関する研究を推進します。
- **市内事業者の環境技術の導入支援**
  - 環境技術の研究を意欲的に行っている市内事業者に対する支援を行います。

基本方針
Ⅲ－４

良好な都市環境の創造

良好な都市環境の形成をはかるためには、自然や歴史、文化といった地域の特性をふまえた適切な土地利用を推進する必要があります。

都市化の進展により、身近な緑の存在は貴重なものとなっています。緑は市民にとって安らぎの場を提供すると同時に、生き物が生息するために不可欠なものとなっており、二酸化炭素の吸収や水の蒸散作用などにより、地球温暖化やヒートアイランドの防止機能もあります。

市民及び事業者との協働により、環境共生型の都市環境の創造を推進し、より多くの緑を確保できるよう、公園の整備に加え、宅地や建築物等の屋上、壁面の緑化など様々な取組を推進していきます。

施策① 環境配慮型の都市を保全・形成する取組の推進

- **良好な都市景観の保全・形成**
  - 景観の形成に関する方針等を定めた「熊谷市景観計画」及び「熊谷市景観条例」に基づき、先導的に景観形成に取り組む地区として選定した中心市街地地区や聖天山周辺地区をはじめとして、住宅地や田園・丘陵地等において緑と調和した良好な景観の保全・形成を推進します。
- **環境と共生する中心市街地の整備**
  - 「中心市街地活性化基本計画」に基づき、楽しく回遊できる都市環境の形成と、生活環境としての魅力アップを推進します。
- **環境に配慮したまちづくりの推進**
  - 市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の見直しに当たり、環境配慮の視点も踏まえたまちづくりを推進します。
  - まちなかの利便性を向上するために、「熊谷市バリアフリー基本構想」に基づき、熊谷駅周辺を重点整備地区とし、駅や道路、民間も含む建築物や公園、駐車場のバリアフリー化に取り組みます。
  - 自転車通行環境を整備するために、「熊谷市都市環境改善基本計画」及び「熊谷市中心市街地都市再生整備計画」に基づき、熊谷駅周辺の道路について、自転車レーンの設置等、自転車通行環境の整備を行います。
  - 優良な市街地開発を推進するために、優良建築物等整備事業の施行者に対して、事業費の一部を補助します。
- **ヒートアイランド対策を考慮した宅地開発の促進（スマートタウン）**
  - 宅地開発において、先進的な環境技術の導入や街区レベルでのエネルギーの効率的な利用を目指すスマートタウンづくりなどを通じて、先進的な省エネ住宅の普及促進及びヒートアイランド対策を考慮した取組への支援を行います。

施策②　緑地の整備

- **緑地の保全・緑化の推進**
  - 「熊谷市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を図ります。
  - 農地の緑地機能を計画的に保存し、また、生産緑地制度の適切な運用により、良好な都市環境の形成に努めます。
  - 緑地を適正に保全していくため、緑地協定制度を推進します。
  - 生垣に対する啓発を図ります。
  - 民間施設の屋上緑化や壁面緑化の支援・誘導を行います。
  - 処分する樹木を引き取り希望者へ紹介する「緑のリレー事業」を推進します。
- **新たな緑の創出**
  - 公共施設における屋上緑化・壁面緑化を推進します。
  - 学校などの公共施設や工場及び事業場の敷地内の緑化を推進します。
  - 道路緑化や植樹による緑陰の創出などに努めます。

妻沼庁舎　みどりのカーテン

施策③　緑と親しむ場の創出

- **緑と親しむ仕組みづくり**
  - 市民が主体的に公園を守る取組を推進することにより、身近な緑に親しめる場の創出に努めます。
  - 都市公園、子供広場等において、既存樹木の維持管理を行うとともに、新たな植樹を行います。
  - 緑の保護意識や公園への親しみを養うため、公園樹木への樹名板の設置を継続して行います。
  - 「人生記念樹」の頒布、「みどりの集会」等を通して家庭での緑化推進の啓発に努めます。

環境指標

本計画を効果的に推進するに当たり、以下の数値を環境指標として設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。
なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標	単位	現状値（平成 28 年度）	中間目標値（平成 34 年度）	目指す方向（平成 39 年度）
301	市有施設の CO_2 削減率*1	%	集計中	6	11
302	市域全体からの CO_2 排出量*2	t-CO_2	集計中	第 3 次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にて提示	
303	一日エコライフ DAY の取組人数（職員・家族）	人	969（夏）、1,022（冬）	1,000	1,000
304	省エネ・省資源行動を実践している市民の割合	%	87.3	90	95
305	太陽光発電システム（10kw 以上）を導入した市有施設数	箇所	27	30	35
306	新エネ・省エネ等設備設置世帯数（市の補助制度を利用したもの）	世帯	393	450	500
307	次世代自動車の導入数（庁用車）	台	31	50	65
308	公共交通に満足している市民の割合	%	41.6	50	55
309	ゆうゆうバス利用者数	人	214,048	220,000	225,000
310	県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	%	2.7	2.5	2.3
311	特別栽培農産物作付面積	ha	55	80	105
312	地産地消参加農家数	戸	668	700	750
313	直売所の売上高	百万円	1,366	1,420	1,920
314	環境マネジメントシステム導入事業者数*3	所	36	40	45
315	熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	%	50.0	53	55
316	緑化道路延長	m	45,089	47,589	49,589
317	公園に親しみを感じる市民の割合	%	—	50	55
318	公園サポーター制度を導入している割合	%	73.4	80	90

環境指標 301 は集計中。集計後に、表内に数値を記入いたします。

*1平成 21 年度を基準年度とする。
*2平成 19 年度を基準年度とする。
*3ISO14001 適合組織数、エコアクション 21 認証・登録事業者数、埼玉県エコアップ認証制度認証取得事業者数の合算値。

4　環境目標Ⅳ「環境の保全・創造に寄与する人を育てます」

基本方針Ⅳ－１　環境意識の啓発

身近な環境を保全するため、市民一人一人が美化活動に取り組むことも重要です。
市は、環境の保全・創造に関する取組を率先して実践し、その推進状況を積極的に公開して市民や事業者とともに、環境保全の意識の高揚を図ります。また、環境に関する最新の情報の提供と普及を図り、市民の環境活動を促進します。

施策①　環境美化の推進

- **環境美化活動の推進**
  - 「花いっぱい運動」や「フラワーキーパー事業」、「ゴミゼロ運動」といった市民の自発的な参加により展開される美化活動のよりいっそうの活性化を促します。
  - きれいな水辺環境を創出するため、市民の自発的な参加による河川の清掃活動を推進し、美化活動に努めます。
- **環境美化のモラル意識の啓発**
  - 空き地の適正管理を指導し、モラルの向上を図ります。
  - 放置自転車の防止対策として、立しょう指導や放置自転車等の撤去を継続して行います。
  - 犬のふんの適切な処理対策として、啓発用プレートや回覧用チラシを作成するほか広報等で周知するなど、飼い主に対して注意を促します。
  - 路上喫煙による受動喫煙被害と吸殻のポイ捨てを防止するため、「熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例（通称：路上喫煙マナー条例）」による迷惑喫煙の防止対策を実施します。

施策②　環境情報の発信

- **環境情報の提供による意識の啓発**
  - 市報やホームページ、地域の情報を発信する地域ポータルサイト等の各種メディアを活用し、市民が必要とする環境情報を広く周知します。
  - 環境白書等により、市の環境の現状に関する情報の提供を、継続して行います。
  - 宅配講座等により、最新の環境情報の提供と環境に関する意識の啓発を、継続して行います。
  - 各種イベントにおいて、環境保全意識の普及啓発を図ります。
- **行政の環境活動率先行動**
  - 市職員は事務・事業において、率先して環境への配慮行動を実践し、取組の状況を公表します。

施策③　環境に配慮した行動の普及啓発

- **身近な自然環境と触れ合う機会の確保**
  - 環境保護・保全の意識の向上を促すため、自然観察会や自然体験など、市民が身近な自然と触れ合うことのできる機会を設けます。
  - 市民が、身近な河川や池沼を維持・保全する意識を抱いてもらうきっかけとなるよう、水辺に触れ合える機会を設け、広域的に情報を発信します。
- **資源を大切にする行動の啓発**
  - 「くまがやエコライフフェア」や「リサイクルフェア」等を通じ、マイバッグ利用等市民に対して資源の有効活用の実践を啓発します。
  - 市民や事業者が、環境に配慮したライフスタイル・事業活動を確立できるよう省エネルギー活動の実践の普及啓発活動を支援します。
  - 「環境美化推進員」制度を継続し、ごみの適正排出の指導及びごみの減量化、資源化の推進などの普及啓発を図ります。
  - 市民が水に関する関心を持ち、理解を深めるために、水の大切さの啓発や節水意識の高揚を図る機会を設けます。

くまがやエコライフフェア

リサイクルフェア

- **緑化活動の啓発**
  - 緑の保全・創出は、景観の保全とともに二酸化炭素の吸収による地球温暖化の抑制や、蒸散作用・断熱効果等によりヒートアイランド対策に有効であることを啓発し、市民の緑化活動に対する関心及び理解の向上を図ります。

基本方針
Ⅳ－２

環境教育・環境学習の推進

家庭や学校、職場、地域など日常のあらゆる場面において、環境について考え、話し合うことで市民一人一人が環境問題の本質を正しく理解し、環境に配慮した行動を実践する必要があります。環境問題の理解と解決のために、環境教育・環境学習を推進していきます。

施策①　環境教育の推進

- **子供たちの環境教育の推進**
  - 環境に関する講座、環境関連施設の見学並びに自然や水辺の観察会などを実施することにより、子供たちの環境保全の意識を啓発します。
  - 研究発表会や表彰制度などにより、学校での環境教育をさらに推進していきます。
  - 環境教育プログラムにより、日常生活の中から資源使用の抑制を実行していくことのできるマネジメント能力を育成します。
  - 学校や地域社会で行う「こどもエコクラブ」の活動を支援します。
  - 子供たちが身近な自然との関わりを持ち、生物多様性の大切さを学べるよう、学校ビオトープの設置拡充を図ります。

施策②　環境学習の推進

- **生涯学習活動における環境学習の推進**
  - 生涯学習拠点施設を利用した環境学習活動を推進します。
  - 多くの人が環境学習の機会を持てるよう、環境学習講座や宅配講座等をさらに拡充します。
  - 地域の大学や NPO 等と連携して、環境公開講座の開講等を推進し、市民の環境への理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
  - 各種イベントにおいて、環境保全意識の普及啓発を図ります。

基本方針 Ⅳ－３ 協働による環境活動の推進

様々な環境問題を解決していくため、また、地域の環境資源を保全・創造し、将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、環境団体、市等のパートナーシップのもとで、お互いの特性を活かし、役割を分担して行動します。

施策① 環境活動団体や地域での環境活動の支援

- **自主的な環境活動の支援**
  - 市民の自主的な取組を促すため、地域や環境団体による環境保全活動を支援します。
- **環境活動リーダーの育成**
  - 環境活動の活発化を図るために、活動の中心となりリーダーシップを発揮できる人材を発掘し、育成します。
- **地域の環境活動の支援**
  - それぞれの地域が環境活動を展開できるよう、地域コミュニティにおける環境活動を積極的に支援します。

施策② 環境活動のパートナーシップの育成

- **交流の場の創出**
  - 環境ボランティアや環境カウンセラー等、環境関係指導者の登録制度を創設します。
  - 環境ボランティアや環境カウンセラー等、環境関係指導者の交流や情報交換の場を整備します。
- **協働による取組の推進**
  - 各種協議会の協働による環境の取組の推進を図ります。
  - 民間資金の活用による市民の環境活動を継続して支援します。

環境指標

本計画を効果的に推進するに当たり、以下の数値を環境指標として設定し、計画の実施状況や成果を検証していきます。
　なお、環境指標は、計画の推進段階においても必要に応じて追加していきます。

NO.	環境指標	単位	現状値（平成 28 年度）	中間目標値（平成 34 年度）	目指す方向（平成 39 年度）
401	フラワーキーパー事業参加者数	人	295	350	350
402	ゴミゼロ運動参加者数	人	60,037	60,500	61,000
403	河川清掃活動参加者数	人	2,228	2,500	3,000
404	くまがやエコライフフェア 参加・協賛団体数	団体	54	65	70
405	学校における児童環境教育に取り組んだ 児童数	人（累計）	22,645	32,000	40,000
406	こどもエコクラブに登録した団体数	団体	30	35	40
407	環境講座の受講者数	人	599	800	1,000
408	地域大学と連携した環境に関する公開講座数	回	2	2	3